

## シーイーシー新潟情報サービス株式会社（新潟市）

- 代表者 代表取締役 中山 元四郎
- 事業内容 情報処理サービス業
- 労働者数 131人（男性101人、女性30人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を目標とし、諸制度の説明資料の作成や、各事務所における資料の備え付け、ネットフォルダ内への掲載し、目標を達成しました。
2. 所定外労働の削減のための措置の実施を目標とし、従来から設置されている衛生委員会（毎月開催）において、個人別の残業状況の把握や業務内容の確認及び業務分担の見直し等改善指導の実施を行い、目標を達成しました。
3. 行動計画期間内に配偶者が出産した男性労働者や育児休業等をした男性労働者の割合が25%となりました。
4. 行動計画期間内に出産した女性労働者に対する育児休業等をした女性労働者の割合が125%でした。
5. 育児短時間勤務を小学校就学始期まで認め、法律を上回る規定を整備しています。
6. 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施を目標とし、夏季休暇一斉取得を廃止し、自由に休暇取得日を申告することとしたほか、有給休暇と併用した長期休暇の推奨を行い、目標を達成しました。
7. 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇い入れ又は職業訓練の推進を目標とし、新潟大学の依頼によるインターンシップの受け入れ等を行い、目標を達成しました。

### <事業主からのコメント>

#### CEC新潟情報サービス株式会社

全ての社員がその能力を十分に発揮し、男女ともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境づくりを推進するために、育児休業取得推進、特に男性従業員の育児参加を積極的に応援してまいりました。

これからもくみんの取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、所定外労働時間の削減や有給休暇取得を促進してまいります。

## くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。